

取得時必要添付書類一覧

被扶養者と申請事由		配偶者					子・孫						
		被保険者入社	入籍	収入減	退職	失業給付終了	出生	養子縁組	被保険者入社	被扶養者の離婚	収入減	退職	失業給付終了
①	家族状況報告書①または②【60歳未満は①、60歳以上は②】	健保	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	被保険者と被扶養者の住民票(続柄記載のもの)	市区町村	●	●	●	●	● マイナンバー記載のもの	●	●	●	●	●	●
③	戸籍抄本または謄本	市区町村		●				●	● 連れ子の場合	●			
④	該当年の1月から給与明細写しまたは勤務先から発行された収入証明書	勤務先	● 給与収入がある場合			● 給与収入がある場合		● 給与収入がある場合				● 給与収入がある場合	
⑤	離職票の「1」と「2」または雇用保険資格喪失確認通知書(写)	雇用主	● 1年以内に退職又は収入減で、雇用保険を喪失した場合				● 1年以内に退職又は収入減で、雇用保険を喪失した場合						
⑥	雇用保険の失業給付に係る誓約書	健保	● 1年以内に退職又は収入減で、離職票1と2発行有の場合				● 1年以内に退職又は収入減で、離職票1と2発行有の場合						
⑦	退職証明書	雇用主			● 雇用保険未加入の場合							● 雇用保険未加入の場合	
⑧	雇用保険受給資格証(両面写)または受給資格通知全件版と最新処理状況版(写)	ハローワーク	● 受給中の場合				● 受給中の場合				●		
⑨	資格喪失証明書	雇用主			● 社保喪失後も収入が続く場合							● 社保喪失後も収入が続く場合	
⑩	雇用契約書(写)	雇用主			● 契約変更の場合							● 契約変更の場合	
⑪	振込送金控え(写)【直近1回分】	郵便局・金融機関	● 別居の場合				● 別居の場合						
⑫	直近の改定・振込通知書(写)	年金保険者	● 公的年金(老齢・遺族・障害)等受給者の場合				● 公的年金(遺族・障害)等受給者の場合						
⑬	直近の確定申告書と収支内訳書(写)	税務署	● 自営業または農業、不動産収入がある場合				● 自営業または農業、不動産収入がある場合						
⑭	直近の課税(非課税)証明書	市区町村	● 給与、年金、自営業、不動産以外の収入がある場合				● 給与、年金、自営業、不動産以外の収入がある場合						
被扶養者と申請事由		父母					義父母・養父母・兄弟姉妹・他						
		被保険者入社	片親の死亡・離婚	収入減	退職	失業給付終了	被保険者入社	片親の死亡・離婚	収入減	退職	同居になった	養子縁組	失業給付終了
①	家族状況報告書①または②【60歳未満は①、60歳以上は②】	健保	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	被保険者と被扶養者の住民票(続柄記載のもの)	市区町村	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③	戸籍抄本または謄本	市区町村		●			●	●	●	●	●	●	●
④	該当年の1月から給与明細写しまたは勤務先から発行された収入証明書	勤務先	● 給与収入がある場合			● 給与収入がある場合	● 給与収入がある場合						
⑤	離職票の「1」と「2」または雇用保険資格喪失確認通知書(写)	雇用主	● 1年以内に退職又は収入減で、雇用保険を喪失した場合				● 1年以内に退職又は収入減で、雇用保険を喪失した場合						
⑥	雇用保険の失業給付に係る誓約書	健保	● 1年以内に退職又は収入減で、離職票1と2発行有の場合				● 1年以内に退職又は収入減で、離職票1と2発行有の場合						
⑦	退職証明書	雇用主			● 雇用保険未加入の場合					● 雇用保険未加入の場合			
⑧	雇用保険受給資格証(両面写)または受給資格通知全件版と最新処理状況版(写)	ハローワーク	● 受給中の場合			●	● 受給中の場合				●		
⑨	資格喪失証明書	雇用主			● 社保喪失後も収入が続く場合					● 社保喪失後も収入が続く場合			
⑩	雇用契約書(写)	雇用主			● 契約変更の場合					● 契約変更の場合			
⑪	振込送金控え(写)【直近1回分】	郵便局・金融機関	●別居の場合				●別居の場合 ※ただし、同居要件がある続柄の方は除く						
⑫	直近の改定・振込通知書(写)	年金保険者	● 公的年金(老齢・遺族・障害)等受給者の場合				● 公的年金(遺族・障害)等受給者の場合						
⑬	直近の確定申告書と収支内訳書(写)	税務署	● 自営業または農業、不動産収入がある場合				● 自営業または農業、不動産収入がある場合						
⑭	直近の課税(非課税)証明書	市区町村	● 給与、年金、自営業、不動産以外の収入がある場合				● 給与、年金、自営業、不動産以外の収入がある場合						
⑮	扶養認定に関する調査書	健保	● 同居の場合				●同居の場合						

被扶養者の認定基準額は130万未満(60歳以上または59歳以下の障害年金受給者及び同程度の障害者は年額180万未満)です。

※公立病院の看護師・公立保育園の保育士、公立学校の教師等も地方公務員に当たり、地方公務員・国家公務員は失業保険がありません。

よって⑤、⑥、⑧の提出の必要はありません。

※被扶養者の増加において別居の場合、以下の条件を要します。

◎被扶養者年収要件を満たして、かつ被保険者からの仕送り額より少ないこと。毎月、定期的に証明出来る方法で仕送りをし、

その額が下限基準額を上回っていること。

仕送下限基準額

該当者1人	5万円/月(60万円/年)
該当者2人	7.5万円/月(90万円/年)
該当者3人以上	10万円/月(120万円/年)

被扶養者と申請事由		喪失時必要添付書類				
		全員				
要提出書類		収入増	就職	別居	失業給付受給	離婚
①	被保険者と被扶養者の住民票(続柄記載のもの)	市区町村			○ 別居日付が分かるもの	
②	新しい保険証の写しまたは雇用契約書写し	相手先 健保	△	○		添付なし
③	喪失日直近3ヶ月分給与明細写し	雇用主	○	○ 就職以前に収入がある場合		
④	雇用保険受給資格証(両面写)	ハローワーク			○	

取得・喪失手続きにおいて、状況によっては別の添付書類追加をお願いすることがあります。

適正な扶養要件確認の為、ご協力のほどよろしくお願い致します。

※ 4/1付定期採用による就職でも保険証のコピーは必須とします。

※ 喪失前に給与収入がある場合は全員③が必須です。

※ 直近の検認から喪失までの間に退職をしていて、直近3ヶ月分の明細がない場合は、退職の確認と

失業給付の受給を確認いたします。③の代わりに辞めた会社の源泉徴収票を添付してください。